

日本産業看護学会倫理委員会規程

【目的】

第1条 日本産業看護学会倫理委員会（以下「委員会」という）は、日本産業看護学会会員（以下「会員」）が研究、調査や事例報告などを行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、産業看護学の健全な発展に貢献することを目的とする。なお、研究倫理審査は、本来、研究者が所属する研究倫理審査委員会等で実施されるべきであり、会員が所属する機関に研究倫理審査委員会が設置されていない等、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合において、本委員会の審査の対象とする。

【審議事項】

第2条 委員会は、理事長より諮問のあった次の事項について審議する。

1. 会員からの研究、調査や事例報告上の倫理的問題について審議申請のあった事項。
2. 会員の研究、調査や事例報告について倫理的疑義が提起された事項。
3. その他必要と認めた事項。

【組織】

第3条

1. 委員会は、委員長を含め会員4名以上及び理事長が委嘱した会員以外の者1名をもって構成する。委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
2. 任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にするこ
こ
とができる。
4. 委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

【運営】

第4条

1. 委員長は委員会を招集しその議長となる。
2. 委員長が欠席する場合は、予め代行を指名し、その代行が議長となる。
3. 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ会員以外の委員が出席しなければ開催できないものとする。
4. 審査対象となる研究に直接関連がある委員は、当該の審議に加わることができない。
5. 審議の結論は、原則として出席委員の合意を必要とする。

6. 審議経過及び内容は記録として保存する。

【審議手続】

第5条

1. 委員会での審議を希望する者は、倫理審査申請書（様式1 および2）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。
2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
3. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する（様式3）。
4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する（様式4）。

【迅速審査】

第6条 委員会の協議により、侵害の程度が低く、倫理的に問題が少ないと判断された研究、調査や事例報告は迅速審査として、審査結果を決定する。特に研究計画が次の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、迅速審査にすることが可能である。

1. 他の機関においてすでに連結不可能匿名化された情報を収集する場合や無記名調査など、個人情報を取り扱わないもの。
2. 観察研究であって、人体への負荷、介入を伴わないもの。
3. 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないもの。

なお、提出された研究計画書について、迅速審査に該当するか否かは委員長が判断し、審査の判定を行い、委員各位へ結果を報告するものとする（様式5）。

【審査の判定】

第7条 審査の判定は、「承認」、「変更の勧告」、「不承認」、「非該当」とする。

【審査の判定の通知】

第8条 審査結果は理事長名で直ちに申請者へ通知する（様式4）。

【改正】

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【附則】

この規程は、平成27年6月1日から施行する。